

角田 亨一

講和條約と漁業問題との關係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年十二月十四日

青山 正一

参議院議長 佐藤 尙武殿

講和條約と漁業問題との關係に關する質問主意書

一、わが國は、人口食糧政策上並びに海洋國家としての性格上、漁業生産への高度の依存を必要とし、これを國土周辺の資源に期待し難いから、國際漁場への進出は必至であると考えるが、この點に關する政府の見解を明らかにせられたい。

二、現行の漁区制限は、講和條約の成立に伴い、当然解除せらるべく、爾後は出漁の範圍に制約を加えられることがないものと解したいのであるが、政府の見解を承りたい。

三、伝えられる対日講和條約の基本要項なるものに、漁業に關する國際協定の嚴守の一項を見るが、この國際協定とは、特定の目的内容を有するもの(例えば現在の國際捕鯨協約、オットセイ保護條約)を意味し、現行の漁区制限に相當するが如き趣旨のものを指稱するのではないと解したいのであるが、政府の見解を示されたい。

四、支那東海黃海方面と、オホソク海ベーリング海方面とは、かつてわが漁業者にとつて、最も重要な國際漁場であつたことは、周知の事實であるが、現下の國際情勢から觀て、ソ連乃至中共との友好關係が確立せられない限り、將來出漁し得るや否やに關し、憂慮なきを得ないが、政府の見解を承りたい。

講和問題に關しては、既往において、政府の所見を知るの機会があつたけれども、漁業問題に關して言及されていないので、この機会に前記問題に關して質問する次第である。